

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について
藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）3月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 將 宏

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市組織改正に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（平成29年藤沢市教育委員会訓令甲第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条第4項第6号「子育て企画課長」を「子ども総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（平成29年藤沢市教育委員会訓令甲第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、11人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）神奈川県立高等学校校長 1人</p> <p>（2）藤沢市立中学校長 1人</p> <p>（3）福祉関係者 2人</p> <p>（4）事業者代表 2人以内</p> <p>（5）福祉総務課長</p> <p>（6）<u>子ども総務課長</u></p> <p>（7）教育部参事</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、11人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）神奈川県立高等学校校長 1人</p> <p>（2）藤沢市立中学校長 1人</p> <p>（3）福祉関係者 2人</p> <p>（4）事業者代表 2人以内</p> <p>（5）福祉総務課長</p> <p>（6）<u>子育て企画課長</u></p> <p>（7）教育部参事</p>